項目	事務局説明内容	構成員の主な意見
○ウイルス性肝炎対	・令和4年7月6日に開催した令和4年度肝炎対策協議会にお	・ウイルス性肝炎対策の重点推進に関する通知の発出には感謝
策の重点推進につ	いて出された意見を踏まえ、令和4年10月に保健所、市町村、	する。
いて	肝疾患に関する専門医療機関及び肝炎医療コーディネーターに	
	対し積極的な取組の協力を依頼。	
	・令和5年3月9日付け厚労省通知をうけ、手術前等の肝炎ウイ	・通知による協力依頼を行った後も声かけを継続してほしい。
	ルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップ推進への	
	協力を令和5年3月に依頼。	
	・今後の肝炎対策の進め方については、次期感染症予防計画を踏	・市町村によっては肝炎ウイルス検査の受検者数に伸び悩みが
	   まえたうえで検討していく必要がある。	みられるので、通知による協力依頼よりも踏み込んだ形の地域
		への働きかけを検討してほしい。
○北海道ウイルス性	・医療法に基づく第7期北海道医療計画及びがん対策基本法に	・定期検査費用助成対象の拡充について、検討をお願いしたい。
肝炎対策実施要綱	基づく北海道ガン対策推進計画に掲げるウイルス性肝炎対策	
の改正について	の推進を図るため、肝炎対策基本法及び肝炎対策基本指針の	
	趣旨を踏まえて、道ではこれまで北海道ウイルス性肝炎対策	
	実施要綱により肝炎対策の推進を図ってきた。	
	・医療計画、或いは感染症予防計画等の各個別法に基づく行政計	
	画については令和5年度中に見直しを行い、令和6年度より	
	新しい計画のもとで対策を推進する予定。	
	・感染症予防計画につきましては、感染症法に基づき、新たな感	
	染症危機に備えまして、保健そして医療提供体制の充実等を	
	図るとともに、感染症対策全般を俯瞰する計画として北海道	
	肝炎対策実施要綱の内容をベースとしながらウイルス性肝炎	

	対策の推進に関する項目を新たに追加予定。	
	・北海道肝炎対策協議会については、北海道感染症対策連携協議	
	会設置要綱第5条に基づく専門会議となる。	
○北海道肝炎医療コ	・令和5年の2月3日付で厚生労働省健康局通知にて、肝炎医療	・医療従事者とは違う、患者視点の活動が期待でき、肝炎コーデ
ーディネーターに	コーディネーターの養成に関することが一部改正にて、肝炎	ィネーターの養成対象者として患者を含める県も増えてきて
ついて	医療コーディネーターの養成対象に「患者等」も対象とすると	いることから養成対象者に患者を含むことは賛成である。
	いう記載が盛り込まれたことに伴い、北海道肝炎医療コーデ	・厚労省通知に準じた改正を行うのは適正である。
	ィネーター要項でも養成対象に「患者等」を記載し対象の拡充	
	をはかりたい。	
	・今後患者を養成対象者に含めた場合、東京都のように、肝炎医	・職種分けについては、今後国の方で議論される可能性があるの
	療コーディネーターを「医療コーディネーター」と「対策コー	で、国の方と足並みをそろえてほしい。
	ディネーター」に分け、職種間での役割分けを行うかどうかに	・医療コーディネーターの研修内容が十分に理解できるもので
	ついては、今後検討を重ねる必要がある。	あれば職種分けを行わなくてもかまわない。活動する分野に
		ついては、医療従事者と患者の間で自ずと別れてくると思う。
		1